

家畜所有者の定期報告書の提出について

家畜の所有者は、毎年、家畜の頭羽数や衛生管理の状況等を県知事に報告することが家畜伝染病予防法により義務付けられています。

平成30年2月1日現在の状況の報告をお願いします。

報告対象者	以下の15種の家畜を1頭(羽)以上飼養する者 ①:牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし ②:鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう
報告内容	飼養家畜の種類、頭羽数 畜舎の数、ふ卵舎数※ 飼養衛生管理基準の遵守状況※ } ※中・大規模飼養者のみ 農場の平面図等の添付書類※ } ＜当該年の2月1日時点の状況を記入＞
提出期限	① の家畜 4月15日 ② の家きん 6月15日
提出方法等	＜方法＞郵送またはFAX (FAXの場合は必ず押印のうえ、原本を保管しておいてください。) ＜提出先＞家畜保健衛生所 滋賀県家畜保健衛生所 ・本所(北西部支所管轄以外の市町) TEL 0748-37-7511 〒523-0813 近江八幡市西本郷町226-1 FAX 0748-37-4821 ・北西部支所(大津市、高島市、長浜市) TEL 0740-22-2145 〒520-1611 高島市今津町弘川249-1 FAX 0740-22-6681



乳用牛雌牛、肉用牛(乳用種雄および交雑種)および肉用繁殖牛を飼養している方、対象家畜を新たに飼養された方につきましては県独自の追加調査にもご協力願います。
中・大規模飼養者の方は、定期報告書の取扱いに関する同意書のご記入にご協力をお願いします



お問い合わせ

滋賀県農政水産部畜産課

TEL 077-528-3853 FAX 077-528-4883



詳細および報告書の様式は、家畜保健衛生所のホームページでご確認いただけます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/kachiku/joho/kadennhoukaisei.html#teikihoukoku>